

令和5年度 市町村交通災害共済会員を募集します

交通災害共済とは、皆さんが会費を出し合って、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。現在加入している方は、3月31日(金)で期間満了となります。引き続き加入を希望される方は、申込手続きをお願いします。

加入資格 ・町内在住で、住民登録されている方
・加入資格者に扶養されており、修学のため町外に転出している方

共済期間 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)まで(4月1日以降の中途加入の場合は、加入申込日の翌日から令和6年3月31日まで)

※他市町村に転出した場合も期間内は有効
会費 500円/人

申込方法 ・ゆうちょ銀行・郵便局での申込(12月末まで)：申込用紙に会費を添えて申込(町外の関東各都県のゆうちょ銀行・郵便局でも申込可)
・役場窓口での申込：申込用紙に会費を添えて危機管理課で申込

※事故の相手方の損害を補償するもの(自転車保険など)ではありません。

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当
内線284

令和5年度 国民健康保険税の税率(額)を改定します

国民健康保険事業は、加入者の皆様に納めていただく保険税と国・県の補助金等により運営していますが、社会保険の適用拡大等に伴い、加入者が減少している一方、医療の進歩・高度化により一人当たりの医療費が増加しており、厳しい財政運営となっています。

今後も安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業の安定的な医療給付を目指して、令和5年度の税率を改定します。

【国保税率等の改定内容】

改定前 税率	区分	所得割	均等割	賦課限度額
	医療保険分	5.7%	27,000円	630,000円
	後期高齢者支援金分	2.3%	9,000円	190,000円
	介護納付金分	2.0%	10,000円	170,000円

改定後 令和5年度 税率	区分	所得割	均等割	賦課限度額
	医療保険分	6.6% (+0.9ポイント)	30,000円 (+3,000円)	650,000円 (+20,000円)
	後期高齢者支援金分	2.6% (+0.3ポイント)	10,000円 (+1,000円)	200,000円 (+10,000円)
	介護納付金分	2.7% (+0.7ポイント)	12,000円 (+2,000円)	170,000円 (据置き)

●国民健康保険に加入している16歳以上の方は 全員所得の申告が必要です！

国民健康保険加入者は、国民健康保険税の算定や軽減判定、高額療養費の自己負担限度額判定のため、所得の申告が必要となります。

所得の申告が必要な方

- ・国民健康保険の納税義務者である世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む。)
 - ・国民健康保険に加入している16歳以上の方
- ※収入がない方や親族の扶養になっている方、遺族年金や障害年金等を受給している等の非課税所得のみの方も、町県民税の申告をしてください。

●国民健康保険税の軽減制度

- ・所得が一定基準以下の場合、保険税の均等割額が軽減されます。(申請は不要)
- ・未就学児(小学校入学前)は、均等割額が5割軽減されます。(申請は不要)
- ・会社の倒産や解雇などにより、離職した方(申請時点で65歳未満の方)は、保険税の軽減制度があります。(申請が必要)
- ・同一世帯に18歳以下の被保険者(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)が3人以上いる世帯は、3人目以降の均等割額を減免します。(申請が必要)

問合せ 町民課 国民健康保険担当
内線257・457

～女性消防団員も募集中～ 杉戸町消防団員を募集します

町では、新規消防団員を募集しています。消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護精神に基づき、普段は自分の仕事を持ちながら、地域の安心・安全を守るために活動しています。杉戸町消防団では、職種や年齢を問わず、様々な人たちが在籍し、それぞれの経験や知識を活かして活躍しています。

応募資格 下記の活動が可能で町内在住または在勤の満18歳以上の方

活動内容 ①火災、その他の災害活動
②住民に対する防火指導
③火災予防運動における消防広報活動
④応急手当等の普及啓発活動 など

女性消防団員は、火災発生時の消火活動は行いませんが、防災訓練での心肺蘇生法等の指導や、火災予防啓発活動などを行っています。

問合せ 危機管理課 消防・防災担当
内線288



処遇等 ①杉戸町消防団条例に基づき、報酬等を支給
②活動服、靴等の貸与
③公務災害補償、退職報償金、表彰等の制度あり

選考方法 面接による選考
応募方法 危機管理課 消防・防災担当までご連絡ください。

3月1日(水)～7日(火) 全国一斉 春の火災予防運動を実施します

3月1日(水)から7日(火)までの間、春の火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。この機会にご自身の防火意識を見直すとともに、火気の使用には十分注意しましょう。

【住宅用火災警報器の設置・維持管理】

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。また、設置がお済みのご家庭では、おおむね10年を目安に警報器の交換をお勧めします。



問合せ 埼玉東部消防組合 杉戸消防署
管理指導課 指導担当 ☎ (33) 6010

【第36回杉戸町防火ポスター展】

町内の小学生が描いた火災および救急に関するポスターを展示します。
日時 3月1日(水)～7日(火) 10時～16時
場所 エコ・スポいずみ 多目的スペース
入場料 無料

問合せ 杉戸町危険物防火安全協会
(杉戸消防署管理指導課内) ☎ (33) 6010

優良運転者の表彰申込みを受付けます

問合せ 杉戸地区交通安全協会(杉戸警察署内)
☎ (34) 6801

杉戸地区交通安全協会および杉戸警察署では、優良運転者の表彰を行います。

表彰区分 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年・45年・50年(10区分)

受付期間 3月1日(水)～31日(金)(土・日・祝日を除く)

対象 ・杉戸地区交通安全協会入会者
・過去5年以上無事故無違反で、前の表彰区分から、3月31日現在で5年以上経過した方

費用 670円(無事故無違反証明書費用)

申込方法 免許証、会員証、印鑑持参のうえ、協会事務局(杉戸警察署内)に申込